

## 議 事 録 (要旨)

平成28年10月31日(月)午後1時30分、福井市役所本館8階第8会議室ABにおいて農地部会が開催された。

### ○議事及び審議結果

#### 1 審議事項

| 議案番号   | 議 案 名   | 議決結果         |
|--------|---|--------------|
| 第28号議案 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について | 決定           |
| 第29号議案 | 農用地利用集積計画の決定について                                | 決定           |
| 第30号議案 | 農地法第3条第1項の許可の申請について                             | 許可           |
| 第31号議案 | 農地法第5条第1項の許可の申請に対する意見の決定について                    | 決定<br>(許可相当) |
| 第32号議案 | 現況証明について  | 交付決定         |
| 第33号議案 | 農地の競売に係る買受適格証明について                              | 交付決定         |

#### 2 報告事項

| 議案番号   | 議 案 名                            |
|--------|----------------------------------|
| 第45号報告 | 農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について     |
| 第46号報告 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について       |
| 第47号報告 | 農地法施行規則第29条第1号の規定による転用の届出の確認について |
| 第48号報告 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について      |
| 第49号報告 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について      |
| 第50号報告 | 農地等の現況調査結果の確認について                |

#### 3 その他

○出席委員 18名

|     |    |     |              |
|-----|----|-----|--------------|
| 2番  | 吉田 | 清治  |              |
| 3番  | 屋敷 | 忠雄  |              |
| 5番  | 小寺 | 辰夫  |              |
| 6番  | 鈴木 | 肇   |              |
| 7番  | 阿部 | 勝征  |              |
| 8番  | 前川 | 秀人  |              |
| 9番  | 池田 | 敏雄  |              |
| 10番 | 杉本 | 康治  |              |
| 12番 | 堀内 | 敏正  |              |
| 13番 | 渡辺 | 紳七  |              |
| 14番 | 山本 | 清幸  |              |
| 15番 | 田谷 | 美千代 |              |
| 16番 | 藤田 | 諭   |              |
| 17番 | 北  | 定   | (農地部会長職務代理者) |
| 18番 | 武澤 | 義明  | (会長職務代理者)    |
| 19番 | 北川 | 健   | (農地部会長)      |
|     | 細江 | 昭夫  | (会長)         |
|     | 市村 | 武男  | (会長職務代理者)    |

○欠席委員 3名

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 1番  | 高橋 | 隆夫 |
| 4番  | 山本 | 隆夫 |
| 11番 | 毛利 | 清治 |

○出席職員

|          |     |    |    |
|----------|-----|----|----|
| 農業委員会事務局 | 局長  | 石川 | 行芳 |
|          | 主任  | 島田 | 竜彦 |
|          | 主幹  | 猪坂 | 朋彦 |
|          | 主査  | 小林 | 恵美 |
|          | 主事  | 中出 | 剛史 |
|          | 主事  | 伊藤 | 剛  |
| 農政企画室    | 副主幹 | 岩野 | 俊二 |
|          | 主事  | 上坂 | 幸大 |

開 会

午後 1 時 3 0 分

(市民憲章・農業委員憲章唱和)

19 番 北川  
農地部会長  
(議 長)

それでは、ただ今から 10 月の農地部会を開催いたします。

なお、高橋委員、山本隆夫委員、毛利委員より欠席の連絡を受けております。

それでは、議事に移ります前に、議事録署名員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名員につきましては、議事規則第 19 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

では、指名させていただきます。議席番号 10 番 杉本委員、12 番 堀内委員、ご両名よろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。第 28 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題いたします。市長より意見を求められている案件の審議でありますので、よろしくお願いたします。

なお、第 28 号議案中、南居地区の案件につきましては、農業委員会に関する法律第 31 条第 2 項、議事参与の制限に該当しますので、市村会長職務代理者には審議終了まで退席をお願いします。

(市村会長職務代理者 退席)

議 長

それでは、第 28 号議案中、南居地区の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局

(第 28 号議案中、南居地区の農用地利用集積計画について説明)

農政企画室

(第 28 号議案中、南居地区の農用地利用配分計画（案）について説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第 28 号

議案中、南居地区の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）についてご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長                   ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。市村会長職務代理人に入場をお願いします。

（市村会長職務代理人 入場）

議 長                   市村会長職務代理人に報告します。第28号議案中、南居地区の案件につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、第28号議案中、南菅生地区の内、資料No.1の129番の案件につきましては、農業委員会に関する法律第31条第2項、議事参与の制限に該当しますので、議席番号10番杉本委員には審議終了まで退席をお願いします。

（10番 杉本委員 退席）

議 長                   それでは、第28号議案中、南菅生地区の内、資料No.1の129番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局                   （第28号議案中、南菅生地区の内、資料No.1の129番の農用地利用集積計画について説明）

農政企画室               （第28号議案中、南菅生地区の内、資料No.1の129番の農用地利用配分計画（案）について説明）

議 長                   ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑ございませんか。

（特に声なし）

議 長                   特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第28号議案中、南菅生地区のうち、資料No.1の129番の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。10番、杉本委員に入場をお願いします。

(10番 杉本委員 入場)

議 長

10番杉本委員に報告します。第28号議案中、南菅生地区のうち、資料No.1の129番の案件につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。引き続き、第28号議案中、南居地区及び南菅生地区の内 資料No.1の129番を除く案件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第28号議案中、南居地区及び南菅生地区の内 資料No.1の129番を除く案件の農用地利用集積計画について説明)

農政企画室

(第28号議案中、南居地区及び南菅生地区の内 資料No.1の129番を除く案件の農用地利用配分計画(案)について説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第28号議案中、南居地区及び南菅生地区の内 資料No.1の129番を除く案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び 農用地利用配分計画(案)についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

したがって、第28号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画(案)に対しては異議なしと意見決定いたしました。続きまして、第29号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。この案件につきましては、9月農地部会で継続審議とされたものです。事務局の説明を求めます。

事務局

(第29号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

18番  
武澤会長  
職務代理人

前回の部会で、借賃が高く耕作以外の目的があるのではないかとということで継続審議となっておりますが、現場は堆肥を作っている工場の下で、現地調査の際聞いたのは、以前から堆肥を使いたいために、貸して欲しいと折衝を重ねた結果、その時の米価が影響して借賃が高くなったとのこと。現場は猪が出て里芋などの畑には電気柵をつけるような場所で、地下水も湧いているため、暗渠排水を田の周りに入れるということで、埋め立て機の新品のトラクタもありました。ここで野菜を作って採算が合うのか聞きましたが、将来的に採算が合うようにしていかなくてはならないが、良い有機質の野菜を作りたい。そして卸会社へ卸したり、量販店で直売をしていきたいとのことでした。立派な白菜やキャベツが作られていました。この借賃ですと行くのか聞いたところ、当初の折衝の経緯があるので、3年間はしかたないが、その後継続更新の際は通常の間管理機構が提供しているような借賃に下げさせて欲しいと伝えて、了解を得ているとのことでした。農業に新規参入したいということですので、事情が分かれば、特段反対する理由はないと思いましたが、補足説明に代えさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

9番  
池田委員

私は西安居地区の担当ですが、この話は先月の部会で初めて聞いたということがひとつ、心配なのは今後敷地を拡張していくのではないかとということですが、あくまで工場の隣接農地のみということであれば心配はないと思われ。普通は1反1万円ですので、16倍の借賃になっていますが、更新時見直すということですし、隣接農地ということが重要で高くなったのかと思われ。地元に対する迷惑料も含まれているという話はなかったですか。

18番  
武澤会長  
職務代理人

初めは堆肥工場を作る際に臭うのではないかなどいろいろ言われたらしいですが、現場で風が吹きましたが、堆肥の臭いはあまりしませんでした。籾殻は西安居の大型農家の方から全てもらってきているということです。堆肥と籾殻を混ぜて今は試験的にやっていますが、将来的には他の地区でもやりたい、また今後、堆肥の販売も量販店で考えていきたいとのことでした。堆肥工場にはシルバーの方が専属で4人いました。他からも農地を借りて欲しいという声はありますが、谷にあるので付近には他に田がなく、とりあえず工場隣接のここから始めたいと考えているということでした。

議 長 他にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第29号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。  
続きまして、第30号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (第30号議案 説明)

議 長 ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長 特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第30号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。  
続きまして、第31号議案「農地法第5条第1項の許可の申請に対する意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (第31号議案 説明)

議 長 ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

2番 吉田委員 二上町の一時転用ですが、その後県道になると聞いていますが、その際は再農転となるのでしょうか。

事務局 今のところ道路の拡幅については計画の段階ですが、今分かっているのは一時転用して埋める部分よりは将来的な道路の幅員は狭くなる。一部を元に戻し、一部を市道として残すという計画はあるようです。

2番 その際はまた申請が出てくるということですか。

吉田委員

事務局

市道として転用する場合には転用許可が不要となりますので、申請はありません。

5 番  
小寺委員

議案番号1についてこのような形にする理由はあるのでしょうか。残った田が使いづらいし、費用もかかると思うのですが。

事務局

申請があった段階で本来であれば北側道路に接して敷地を確保するのが望ましいと事務局でも考えましたが、申請者からの強い希望もあり、南側に設置する、本来ならば農地利用に支障が出るのであれば、許可を出さない、申請するならば北側道路に接するように申請するようにと依頼するところですが、西側も畑として埋まっており別の耕作者が使用するという、敷地の北東側の残るところも、申請法人の代表者である現所有者が畑として耕作するということでした。確かに敷地の取り方としては、農地利用上効率は良くないと思われる部分もありますが、残った農地を使う上で支障はないと判断し、本人の希望どおり、この形で申請を受け付ける事になりました。

6 番  
鈴木委員

写真を見るともうコンクリートが打ってあるようですが。

事務局

現場は畑として埋まっていますが、コンクリートは打っていません。

2 番  
吉田委員

縁のみコンクリートが打ってあります。

18 番  
武澤会長  
職務代理者

現場は畑で、麦や豆を植えてありました。

細江会長

申請地北東側も畑ですね。

事務局

そちらも以前から埋まっており畑として利用されています。

7 番  
阿部委員

東側は用水路しかなく排水が南側しか流せないの、倉庫を南側に持ってきたと思われま。



|                 |  |
|-----------------|--|
| 2 番<br>吉田委員     | 北側も流せないのですね。   |
| 7 番<br>阿部委員     | 北側も道路ですので流せません。  |
| 事務局             | 施設として浄化槽を入れて排水するため、阿部委員の言うとおりの南側の排水に流したほうが望ましいということもあり、南側に設置するほうが望ましいという意見もあります。     |
| 議 長             | 今回の案件につきまして、10月21日（金）に事前調査を行っております。その結果を当番委員でありました阿部委員から報告をお願いします。                   |
| 7 番<br>阿部委員     | （第31号議案 現地調査報告）  |
| 議 長             | ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。<br><br>（特に声なし）                                     |
| 議 長             | 特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第31号議案は、許可相当と認め、意見決定することにご異議ございませんか。<br><br>（異議なしの声） |
| 議 長             | ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。<br>続きまして、第32号議案「現況証明について」を議題といたします。<br>事務局の説明を求めます。     |
| 事務局             | （第32号議案 説明）  |
| 議 長             | 今回の案件につきまして、10月21日（金）に事前調査を行っておりますので、その結果を北部会長職務代理者から報告をお願いします。                      |
| 17 番 北<br>農地部会長 | （第32号議案 現地調査報告）  |

職務代理者

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第32号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。  
続きまして、第33号議案「農地の競売に係る買受適格証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第33号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑はありませんか。

6 番  
鈴木委員

議案書に譲渡人の名前は出てこないのでしょうか。

事務局

3条申請の場合ですと、譲受人・譲渡人の記載がありますが、これは申請も二人の署名捺印があって当事者ということで、議案書に記載しております。競売の場合ですと、不動産に差押が入っているものについて、裁判所や税務署が競売を実施するものであり、所有者の署名捺印はもらっていません。買受人一方からの申請であるため、議案書の記載は申請者のみとなっております。

6 番  
鈴木委員

競売物件だからということですね。

18 番  
武澤会長  
職務代理者

土地改良とも絡むのですが、土地改良は法によって賦課金を賦課も差押もできませんが、農家が倒産し競売にかかる場合には、本人がいがないため差押ができず、本人の賦課金が滞納されていることが多いと思われま。地元の農家組合などは土地改良の賦課金が滞納されているかどうかは分かりづらいです。この物件は河合春近土地改良区の管轄でそこへ問い合わせると滞納の有無が分かるのですが、競売の執行

者側はそこまでは考えてくれません。土地改良が差押をすればよいですが、差押をする人件費や能力などいろんなことがありますから、あまり土地改良が差押で賦課金を徴収したというのは聞きません。ですから、地元と農家組合とか土地改良とかということで、いろんな判子を頂いていても、将来にわたって問題が発生するのではないかと思います。土地改良も競売に出たら賦課金を今のままで行くと徴収できない。私も土地改良の役員をしているのですが、非常に困った問題が出てきている。今まではこの議案書は土地改良にも公開していましたが、個人情報保護法によって公開できなくなりましたので、土地改良もどうしようもなくなっている訳です。おそらく今、土地改良協会（農村整備課）へ聞いてもらえば、滞納している土地改良区がだいぶ出てきていると思います。賦課金が入ってこないのに、事務局はみんな困っており、対応を考えないといけません。

12 番  
堀内委員

私が昨年経験した話ですが、現況は農地でない登記上の農地が競売にかかり、福井市外の方が落札購入しました。土地改良のほうでは賦課金が入っていないという状況が続いていたので、私が農業委員会事務局へ意見を申し上げて、もしこういうことがあるなら、各地域の農業委員に元の所有者名は分からなくても、地番から地元の土地改良で事務局から賦課金の問題がないか照会し確認をして欲しい、事務局が直接できないのであれば、その地区の農業委員へ連絡をして確認をしてもらうなどして欲しいと申し入れをしました。地区外の方に郵送等しても全く返事がなく非常に困りましたが、お陰さまで、現在はやっと連絡が取れて納めてもらい、その場所を土地改良から除外するという手続きをしてもらいました。今は問題ないのですが、そういうことがありましたので、今回の件もそのようなことに発展する可能性もありますので、念のために確認されたほうが良いと思います。

6 番  
鈴木委員

滞納している賦課金は買った人が払うのではないのですか。

18 番  
武澤会長  
職務代理者

買った人が払うのは、所有権移転した日からの賦課金であり、以前のものは、なかなか払ってもらえません。執行者側も賦課金を払わないと落札させないとは言えないですし、落札価格から差し引くなどもしてもらえません。

細江会長

極端な言い方をすれば土地改良区の理事長責任ですね。

12 番  
堀内委員

競売の執行者側から照会が来たときにこれだけ賦課金が溜まっていますよと意見書を付けて回答するべきだと思います。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 細江会長                  | それは基本的には土地改良がやるべきでしょう。   |
| 2 番<br>吉田委員           | 買った人から精算を拒否されたらどうしようもないです。   |
| 18 番<br>武澤会長<br>職務代理者 | 法的には何の問題もないが、どうして払わないといけないのかと言われてたはどうしようもなくなります。堀内委員が言うように、土地改良とトラブルがないか確認してもらってから適格証明の受付をしてもらったほうがいいでしょう。   |
| 細江会長                  | 買受適格証明には関係ないのではないのでしょうか。   |
| 事務局                   | 買受適格証明願の添付書類としてどれだけ申請者が耕作地を持っているかを記入する耕作証明書というものがありますが、そこに耕作地の農家組合長や地区農業委員に証明していただくようになっています。そこで競売に参加するという事も説明されて印を頂くとお思いますので、その際に農業委員に連絡がいとさせていただけますでしょうか。今回は、地区内の方の申請でしたのでいただきますませんが、地区外の方が申請する場合には周辺同意ということで、土地改良区の印をいただくようになっています。 |
| 18 番<br>武澤会長<br>職務代理者 | 農家組合長や地域の農業委員はどれだけ自作があるかという証明の判を押すようになっているだけです。もう一歩踏み込んで、土地改良ともよく話をしておいてもらわないといけないよと声を掛けておいてもらったほうがいいということです。  |
| 事務局                   | それでは今後買受適格証明願の申請がありましたら、そのように指導いたします。  |
| 議 長                   | 他にございませんか。<br><br>(特に声なし)  |
| 議 長                   | 特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第 3 3 号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。<br><br>(異議なしの声)  |
| 議 長                   | ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。<br>続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局  |

長専決により処理した案件でございます。それでは、第45号報告ないし第50号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第45号報告ないし第50号報告 説明)

議長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。

10月農政部会の報告を、市村会長職務代理者よりお願いします。

市村会長  
職務代理者

(10月農政部会 報告)

議長

続きまして、その他、事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程 説明)

議長

本日の審議内容の総括を、北部会長職務代理者よりお願いします。

17番 北  
農地部会長  
職務代理者

本日は審議事項が6件、報告事項が6件ございました。いずれも、委員の皆様には慎重なご審議と妥当なご決議をいただきありがとうございました。

議長

これをもちまして10月の農地部会を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。

閉 会

午後2時55分